



1998
JULY

7



すくすく育て「伊方っ子」。

6月13日(出)、伊方スポーツセンターで「伊方っ子まつり」が開催され、町内全保育所の園児が、ゲームやレクリエーションなどで親子のふれあいを深めました。

ikata

PUBLIC RELATIONS No.434

参加、明るい選挙

参議院議員通常選挙

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数が改選されます。定数は選挙区152人、比例代表100人で、今回の選挙では、選挙区76人、比例代表50人が改選されます。本県では、選挙区1人が改選されることになっています。

公職選挙法の一部改正（平成10年6月施行）により、今回の選挙から投票時間が午後8時までになりました。また、不在者投票の事由が緩和され、投票がしやすくなりました。

〔投票日時〕

平成10年7月12日(日)

午前7時～午後8時

〔投票できる人〕

今回の選挙で投票できる人は、永久選挙人名簿（基準日：平成10年6月24日）に登録されていないなりません。選挙人名簿に登録されている人は、満20歳以上で住民登録の届出をした日から引き続き3ヶ月以上本町に住所を有している次の方です。

- 昭和53年7月13日以前に生まれた人
- 平成10年3月24日以前に本町へ転入届をした人

なお、平成10年3月11日以前に本町の住民でなくなった人は、本町で投票することができませんので、転出先の選挙管理委員会へお尋ねください。

〔入場券の配布〕

投票できる人には、7月1日ころ入場券を郵送します。も

し、投票権があるのに入場券が届かないときは、町選挙管理委員会（役場総務課）へお問い合わせください。

入場券をなくしたり、忘れてきたりしたときは、当日投票所で再交付いたします。

〔投票用紙〕

- 選挙区選出議員選挙の投票用紙は薄い黄色地の紙に黒色のインクで印刷されたもの
- 比例代表選出議員選挙の投票用紙は白色地の紙に赤色のインクで印刷されたもの

〔不在者投票〕

今回の選挙から、不在者投票の事由が緩和され、投票時間も午後8時までになりました。

次の理由などにより、投票日当日、投票できない方は棄権をせず、必ず不在者投票を行うようにしましょう。

- 投票日に仕事をする人
- 投票日に親族の冠婚葬祭がある人

投票の順序

- ① 入場券を持って投票所へ行く
- ② 入場券を受付へ提出する
- ③ 選挙区選挙用紙（黄色）と引換券を受け取る
- ④ 候補者名を書いて投票する
- ⑤ 引換券と交換に比例代表選挙用紙（白色）を受け取る
- ⑥ 比例代表選挙用紙に政党名を書いて投票する
- ⑦ 投票終了

① 選挙区選挙の投票

▶ 選挙区選挙
（候補者名を書いて投票）



② 比例代表選挙の投票

▶ 比例代表選挙
（政党名を書いて投票）



投票

投票は二票制です。まず最初の選挙区選挙では候補者名を、その後の比例代表選挙では政党名をそれぞれの投票用紙に書いて投票します。

参議院議員選挙の投票

総定数252人(今回は126人)

選挙区
152人
(今回は76人)

比例代表
100人
(今回は50人)

候補者
個人に投票

政党に投票

選挙人

第18回参議院議員通常選挙有権者数

投票区	投票所	対象区域	有権者数(人) (H10.6.24現在)			前回の参議院議員通常選挙 (H7.7.23執行)		有権者数の増減 (A-B)
			男	女	合計	④有効票 (人)	投票率 (%)	
1	町民会館	湊浦・小中浦	555	581	1,136	1,141	69.94	-5
2	仁田之浜集会所	仁田之浜	175	163	338	374	73.53	-36
3	水ヶ浦小学校	大浜・中之浜	342	347	689	697	67.72	-8
4	河内集会所	河内	160	158	318	316	80.06	+2
5	有寿来小学校	伊方越・亀浦	96	113	209	232	77.59	-23
6	藤原小学校	中浦・川永田	367	434	801	845	70.41	-44
7	豊之浦集会所	豊之浦	244	278	522	553	51.54	-31
8	町見公民館	奥・向・畑	276	295	571	582	60.82	-11
9	九町小学校	瀬戸・久保・西	194	236	430	445	67.87	-15
10	町見武道館	二見	45	53	98	105	85.71	-7
11	二見小学校	旗・北・南	190	217	407	427	65.57	-20
12	大成集会所	大成	54	52	106	110	80.00	-4
13	鳥津集会所	鳥津	47	48	95	102	80.39	-7
合 計			2,745	2,975	5,720	5,929	68.38	-209

みんな

7月12日(日)は

○何らかの用務で、投票区の区域外にいる人(旅行・レジャー・買物など)
○病気や負傷、妊娠、老衰などのため、歩くことが困難な人
不在者投票の受付は、6月25日(木)の公示の日から投票日の前日(7月11日(土))までです。
土・日曜日に関係なく行われますので午前8時30分から午後8時までの間に、入場券をお持ちの方は入場券をお持ちのうえ、役場総務課または町見支所へ申し出てください。(印鑑は不要です。)

〔郵便による不在者投票〕
身体に重度の障害がある方
○1回目：選挙区選挙
候補者名を書いてください。
○2回目：比例代表選挙
政党名を書いてください。

〔注意事項〕
次の順序で投票してください。
投票用紙の請求は投票日の4日前(7月8日(水))までとなつていきますので、早めに町選挙管理委員会へ請求してください。

○何らかの用務で、投票区の区域外にいる人(旅行・レジャー・買物など)
○病気や負傷、妊娠、老衰などのため、歩くことが困難な人
不在者投票の受付は、6月25日(木)の公示の日から投票日の前日(7月11日(土))までです。
土・日曜日に関係なく行われますので午前8時30分から午後8時までの間に、入場券をお持ちの方は入場券をお持ちのうえ、役場総務課または町見支所へ申し出てください。(印鑑は不要です。)

○何らかの用務で、投票区の区域外にいる人(旅行・レジャー・買物など)
○病気や負傷、妊娠、老衰などのため、歩くことが困難な人
不在者投票の受付は、6月25日(木)の公示の日から投票日の前日(7月11日(土))までです。
土・日曜日に関係なく行われますので午前8時30分から午後8時までの間に、入場券をお持ちの方は入場券をお持ちのうえ、役場総務課または町見支所へ申し出てください。(印鑑は不要です。)

投票がしやすくなりました

＝投票時間が午後8時まで＝ (平成10年6月1日から施行)

- いままでは午後6時までだった投票時間が、午後8時まで延長されました。
- 夕方まで仕事のある方も投票できます。
- 家族や友人と昼間レジャーに出かける予定があっても計画を変更しなくて済みます。



いままでは、
午後6時まで
仕事や用事などで投票に行けない方もいました。

これからは、
午後8時まで
仕事や用事などをすませてから投票に行けます。

平成10年度特別減税について

～所得税及び住民税～

国の総合経済対策における税制上の措置として、平成10年分所得税及び平成10年度分個人住民税について、定額による特別減税を当初改正分に加えて、次により追加実施されることになりました。

特別減税の住民税についての実施時期は、当初分と追加分とを合算して、平成10年度分の第1期（6月）納付額から控除することになり、第1期のみで控除しきれない部分の金額は、第2期以降順次控除することになります。

なお、給与所得者に係る特別減税については、平成10年6月においては住民税を徴収せず、同年7月から平成11年5月までの11ヶ月間で特別減税の額（当初分と追加分の合計額）を控除した後の年税額を徴収することになります。

なお、所得税についても、次のとおりそれぞれ特別減税が実施されます。

“所得税減税の実施時期”

給与所得者は、当初分は既に2月給与分から実施済ですが、今回の追加分については、8月1日において給与等の支払いを受ける者を対象として、同日以降最初に支払いを受け

〔1〕平成10年分の所得税特別減税額

	(当初減税額)	(追加減税額)	(合計減税額)
(1)本人	18,000円	20,000円	38,000円
(2)控除対象配偶者または 扶養者1人につき	9,000円	10,000円	19,000円

(注) 上記特別減税の合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

〔2〕平成10年度分の個人住民税特別減税額

	(当初減税額)	(追加減税額)	(合計減税額)
(1)本人	8,000円	9,000円	17,000円
(2)控除対象配偶者または 扶養者1人につき	4,000円	4,500円	8,500円

(注) 上記特別減税の合計額がその者の個人住民税所得割額を超える場合には、所得割額を限度とする。

〔参考〕夫婦と子供2人（家族4人の標準世帯）の場合の所得税額と個人住民税所得割額の減税額

	(所得税)	(個人住民税)	(合計減税額)
○当初分	45,000円	20,000円	65,000円
○追加分	50,000円	22,500円	72,500円
合計	95,000円	42,500円	137,500円

る給与等につき源泉徴収すべき所得の額から追加特別減税額が控除されます。

第1回で控除しきれない場合は、住民税と同様、順次給与から控除されます。

事業所得者等の特別減税については、平成10年分所得税の予定納税または、平成10年分の所得税に係る確定申告書の提出の際に、所得税額から特別減税額が控除されます。

●高校生の「税の作文」募集

【応募要項】

- 1 応募資格…高校生であればどなたでも応募できます。
- 2 テーマ…税に関するものであれば結構です。
次に例示しましたが、これにとらわれる必要はありません。税や税務署についての意見/税について学習したことについての意見や感想/税務署や公共的な施設を見学したことがあればその体験や印象/税についての家族の体験談や周りの方の話を聞いて、自分が考えたことなど
- 3 応募枚数と字数…1人1編。3000字以内。
なお、応募者の住所、氏名、学校名、学年、学校の所在地を記載してください。
- 4 応募の締切…平成10年9月7日(月)までに、八幡浜税務署へ提出してください。
- 5 表彰…優秀作品には、賞状と記念品を贈呈します。



平成10年度国民健康保険税の減税措置

軽減率	減 税 額	世帯の総所得金額
7割	1人につき14,350円 1世帯につき17,780円	前年度総所得金額(被保険者でない世帯主を含む)が33万円以下の世帯。
5割	1人につき10,250円 1世帯につき12,700円	同上、33万円を超える世帯で、その世帯の被保険者(世帯主を除く)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯
2割	1人につき4,100円 1世帯につき5,080円	同上、33万円を超える世帯で、その世帯の被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯

(例) 4人の標準世帯で前年度所得金額が106万5千円を超えない場合は、5割軽減となり53,700円の減税となります。

6月・7月の納期

- 町・県民税(第1期・第2期)
- 固定資産税(第1期・第2期)
- 国民健康保険税(第1期・第2期)
- ◎6月または7月に前納の場合は、年税額から報奨金を差引き、納税となります。

国民健康保険税 減税額をアップ

平成10年度の保険税の税率については、据置き(前月号で税率等紹介済み)となりましたが、前年度の所得金額の減少に伴い、応益割(均等割、世帯割)税額が応能割(所得割、資産割)税額の一定率を超えることとなるため、一定の所得以下の世帯に対して保険税の軽減措置が、従来の6割と4割軽減から、7割と5割及び2割の軽減となり、減税額のアップと併せて、2割です。

軽減措置が加えられたことにより、減税の対象となる世帯も大幅に増えることとなります。

今回の減税対象世帯は、前年度総所得金額が33万円以下の世帯や被保険者(世帯主を除く)1人につき一定額を加算した金額を超えない世帯です。

保険税の減税対象となる所得及び軽減額は、次のとおりです。

児童手当等の支給について

くわしくは保健福祉課へ
問い合わせください

児童手当

3歳未満の児童を養育している人に支給され、手当の額は第1子、2子はそれぞれ月額5,000円、第3子以降はそれぞれ月額10,000円です。
ただし、所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。
○扶養親族数別所得制限額(平成9年中所得の税上の扶養数)

扶養親族数	本則給付 (国民保険・社会保険)	特例給付 (社会保険)
0	152万9千円	344万5千円
1	182万9千円	374万5千円

※ 以降1人増えるごとに30万円加算

児童扶養手当

父親と生計が別で、次にあける18歳に達する日に属する年度末までの児童を監護している母、または母以外の養育者で、国民年金・厚生年金などの公的年金を受けていない方に児童扶養手当が支給されます。
ただし、母または養育者の前年の所得が一定以上である場合には支給できません。(例えば、母と扶養親族1人の場合192万円)

○支給対象児童

1. 父母が離婚した児童
2. 父が死亡した児童
3. 父が障害の状態にある児童
4. 父が引き続き1年以上遺棄している児童
5. 父母が法令により1年以上拘禁されている児童
6. 母が婚姻によらないで懐胎した児童

○手当の額(平成10年4月1日現在)

- 児童1人の場合 月額42,130円
- 2人の場合 月額47,390円
- 3人の場合 月額50,390円

これ以上の場合は、児童が1人増えるごとに、月3,000円加算されます。
なお、所得が一定以上である場合には、手当のうち、13,940円が減額されます。(例えば母と扶養親族1人の場合90万4千円)

○支給手続

手当の支給は、申請主義を取っており、手当を受けようとする方は、保健福祉課へ必要書類を添えて申請し、県知事の認定を受けなければなりません。

母子家庭医療公費負担事業

母子家庭医療は、母子家庭の母・児童が、疾病または負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担相当額を県と市町村で2分の1ずつ助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るためのものです。

○対象者

- 母子家庭の母、20歳未満の児童
- 母子家庭で20歳以上の子で、大学等に就学中の者
- 母子家庭で20歳以上の子で障害手帳1・2級を持っている者
- 母子家庭で20歳以上の子で重度または、中度の精神薄弱者と判定された者
- 父母のいない児童

○所得制限

所得税非課税者

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。20歳未満の障害を支給事由とする年金を受けておらず、施設等に入所措置されていない障害児の父若しくは母がその障害児を看護するとき、または、父母以外の者が障害児を養育するとき、その父若しくは母または、養育者に対し支給されます。

○所得制限額(例えば、税上の扶養人数が1人の場合)

- 本人限度額 4,976,000円
- 配偶者・扶養義務者 6,536,000円

○手当月額(対象児童1人につき、平成10年4月1日現在)

- 1級月額51,250円
- 2級月額34,130円

これさえ守れば「花火」は安全！

1. 花火に書いてある「注意書き」をよく読んで必ず守る

すべての物事にルールがあるように、花火にもルールがあります。なかには、「絶対手に持って使用してはいけない花火」など、特に注意が必要なものもあります。



2. 必ず大人と一緒に遊ぶ

「花火遊びは危ない!」と怒られたため、子供達だけで隠れて遊び、かえって事故を起こした例が少なくありません。むしろ、大人が積極的に参加して、花火の扱い方、火の後始末を指導してあげて下さい。



3. 必ず水を用意し、遊んだあとは後始末を完全に行うこと

必ず消火用の水を用意しましょう。バケツの水に終わった花火を浸けると、残り火を完全に消火するだけでなく、道路を汚さずに済みます。また、途中で消えた花火も必ず水に浸けましょう。



4. 風の強いときは花火をしない

途中で風が出てきたときも中止しましょう。点火の際は体を風上にして、風下の人が火の粉をかぶらないよう、風の方向に注意しましょう。



5. 花火を人や家に向けたり、燃えやすいものの近くでしない

ロケット花火が庭先に落ちたり、枯草の中に飛んだりして、火事の原因になった例があります。花火をするときは筒先の方向、周囲の状況に注意しましょう。



6. たくさんの花火に一度に火をつけない

一本ずつ火をつければ安全な花火でも、数本まとめて火をつけると、熱が熱を呼んで加速度的に燃焼が早くなり、大きな炎になって危険です。



7. 途中で火が消えてものぞかない

火花が噴き出したり、飛び出したりするような花火は一度着火して火が消えたようでも、絶対に筒先をのぞいてはいけません。また、点火の際も、筒先に顔や手を出してはいけません。



※万が一やけどをした場合は

衣類を無理に脱がさず、急いで水をかけて十分に冷やす!

八幡浜地区消防署 第二分署・伊方町消防団

夏の夜の風物詩といえは「花火」ではないでしょうか。我が家の庭や空き地で行う昔ながらの花火は、家族にとつて「なつかしい思い出」とともに楽しいひとときが過ごせます。ところが、毎年必ずと言ってよいほど花火による火事やケガのニュースが後を絶ちません。それではせっかくの花火も台無しです。正しい遊び方を教えながら、子供達にも花火を「なつかしい思い出」として残してあげたいものです。

正しく使って楽しい「花火」

ねんきんコーナー

年金は、請求しないともらえません

それぞれの年金は、受けられる資格が発生しても本人が請求しなければ支給されません。年金を受ける資格が発生したら忘れずに請求しましょう。

年金を請求するには、裁定請求書を提出するほかに請求書に添えなければならぬ書類があります。くわしいことは、それぞれの提出先に問い合わせてください。

裁定請求書の提出先は、次のとおりです。

○ 老齢基礎年金、老齢・退職給付を請求する場合

○ ずっと国民年金の方

○ 役場住民課国民年金係の窓口

○ ずっと公務員等（共済組合制度加入）の方

○ 単一共済組合期間のみの場合

○ 複数の共済組合に加入した場合

○ 老齢基礎年金は、住所地を管轄する社会保険事務所の窓口

○ 退職共済年金は、それぞれの共済組合制度の担当窓口

○ 複数の年金制度に加入していた方（ただし、該当する制度について）

○ 年金を請求する段階で最後に加入していた制度が国民年金の場合

○ 老齢基礎・厚生年金は、住所地を管轄する社会保険事務所の窓口

○ 退職共済年金は、それぞれの共済組合の担当窓口

○ 年金を請求する段階で最後に加入していた制度が厚生年金保険の方

○ 老齢基礎・厚生年金は、最後に勤めていた事業所（船員にあっては船舶所有者）を管轄する社会保険事務所または都道府県主管理課船員保険係

○ 退職共済年金は、それぞれの共済組合の担当窓口

○ 年金を請求する段階で最後に加入していた制度が共済組合制度の方

○ 老齢基礎・厚生年金は、住所地を管轄する社会保険事務所の窓口

○ 退職共済年金は、それぞれの共済組合の担当窓口

○ 障害・遺族基礎年金、障害・遺族給付を請求する場合

○ 障害の原因となった病気・けがの初診日、または死亡日が

○ 国民年金加入中の場合

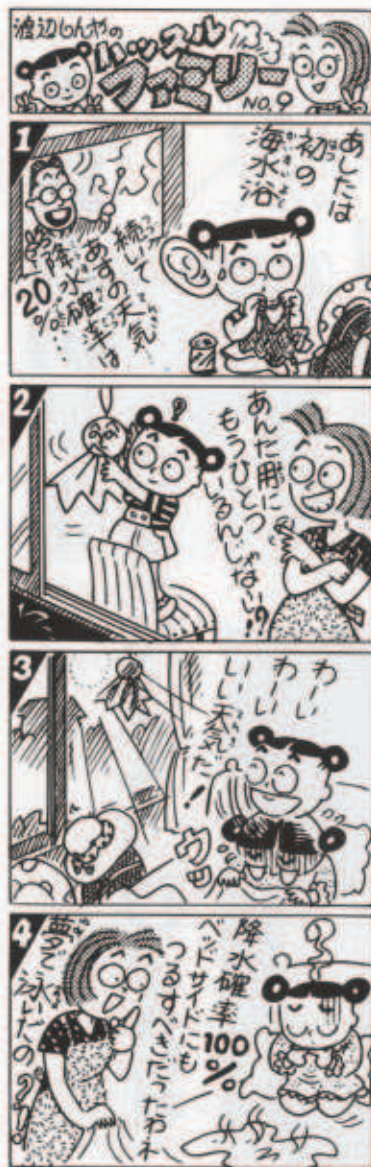
○ 役場住民課国民年金係の窓口

○ 厚生年金保険加入の場合

○ 年金を請求する段階で勤めていた事業所（船員にあっては船舶所有者）を管轄する社会保険事務所または都道府県主管理課船員保険係

○ 共済組合制度加入中の場合

○ それぞれの共済組合の担当窓口



—夏の連続休暇—

ほっと WEEK

大きな夏休みで 自分にいいこと



ホットな夏には、仕事でたまった疲れやストレスを解消する“ほっとひと休み”が必要。連続休暇によるリフレッシュは、生活や仕事をいっそう充実させる活力を呼び起こします。

この夏、あなたは何連休を計画しますか?



労働省では、夏の連続休暇、「ほっとウイーク」(7月1日~8月31日の間にとる連続3日以上)の実施を各企業に呼びかけています。

高温多湿で疲れがたまりやすい日本の夏季には、心身をのんびり休ませる連続休暇が必要です。また、学校も夏休みに入り、家族とふれあうには絶好の機会。ふだん忙しくてできないことも、連続休暇中なら、家族で、個人で、いろいろ可能性が広がります。

1年の折り返し地点でもある夏。秋まで疲れを持ち越さないためにも、「ほっとウイーク」でリフレッシュしてみたいいかがですか。

夏は、7日以上のまとまった連続休暇をとりましよう



連続休暇の実施状況

●連続休暇を実施する会社

82.9%

※実施時期は8月中旬に集中。

●連続休暇の平均日数

(3日以上)の連続休暇を2回以上実施の場合、その合計日数)

8.5日

※前年(7.7日)を0.8日上回る。

●休暇の取得促進のためにしている工夫 (複数回答)

- ①休暇取得時の業務に支障がないように従業員の職能の多能化を図っている (54.4%)
- ②休暇取得をあらかじめ考慮した業務計画を立てている (26.1%)
- ③部署ごとの業務特性に合わせた年休取得計画を立てている (21.4%)

資料：労働省「平成9年夏季における連続休暇の実施予定状況等調査結果」より

歳時記

虫干しに 猫もほされて
るたりけり 一茶

亡き人の 小袖も今や
土用干し 芭蕉

虫干しは、虫払い、土
用干しなどともいわれます。

虫干しは梅雨の明け
た夏の土用(7月20日
ころから18日間)の晴
天の日に、衣類や蔵書、
書画などを、かびや虫
の害から守るために陰
干しにして外気にあて
ることをいいます。

虫干し

昔は縁側に本や衣類を
並べたり、晴れ着などを
衣紋竹にかけたりする虫
干しの風景がよく見られ
ました。最近の都会の家
では縁側などがないこと
が多いせいとか、こうした
風景を見たことがない人
がほとんどではないでし
ょうか。梅雨時に湿った
布団などは布団乾燥機で
乾燥させることが多くな
っています。



また、神社、仏閣など
では本尊や宝物の虫干し
を兼ねて開扉して拝観さ
せる行事を行っているこ
ろもあります。
うっとりしい梅雨が明
け、夏空に変わるとスタ
ーウオッチングのシーズ
ン。環境庁では昭和63年
から毎年夏と冬に「全国
星空継続観察」を行って
います。この夏は8月12
日から25日までで
す。5人以上のグル
ープであれば、どな
たでも参加できま
す。環境庁から観察
ノートを受け取り、
観察や撮影をしま
す。天体観測を通じ
て大気の汚れを調査
し、環境保全への関心を
高めていきたいものです。

入居者の募集

ケアハウス「つわぶき荘」

ケアハウス「つわぶき荘」は、身体機能の低下や高齢により、一人や夫婦だけの生活に不安のある方のために、自立した生活を維持できるように、構造や設備の面で工夫された施設です。

○利用できる方

60歳以上の方(夫婦どちらかでも可)で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、高齢のため独立した生活に不安のある方

○サービス内容

- 食 事…栄養士の献立により、栄養バランスを考慮した食事を毎日提供します。
- 健康管理…嘱託医、看護婦が健康管理、健康相談に応じます。
- 教養・娯楽…趣味、教養娯楽、交流行事等について便宜を図ります。
- 相談・助言…生活上の諸問題(疾病、経済、家族等)に専門の相談員が応じます。

○利用料金

利用料金として、食事等の生活費(月4万円程度)と、利用者の所得収入によって料金が異なる事務費(月1万~6万円程度)の徴収をさせていただきます。

なお各居室の水道光熱費はメーター精算により実費でいただくこととなります。



食堂ホール

居室

談話ホール

居室

○申込み及び問い合わせ先

伊方町湊浦861番地1
ケアハウス「つわぶき荘」

☎3810700

※お気軽に、見学にお越しください。相談にも応じます。

7月5日(日)に 町内一斉「クリーン運動」

愛媛県では7月を「クリーン愛媛運動強調月間」として、県民に環境美化意識を啓発するとともに、地域住民の参加と協力による環境美化活動を毎年展開しています。

伊方町でも平成4年度から7月の第1日曜日を「クリーン運動の日」と定め、町内全域一斉に清掃活動を実施しています。今年度も同様に町民全員による清掃を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

〔日 時〕 7月5日(日)
午前8時~

〔参加者〕 町民の全員参加をお願いします。

〔実施内容〕

- 地区内の下水排水路、里道等の清掃
- 河川、海浜地等の漂流物等の回収
- 国道、生活圏道路等の空き缶、空きビン等の回収
- 地区公園、遊園地等の清掃
- 不法投棄場所のごみ回収

※実施要領及びごみ袋については、後日区長さんに送付いたします。

検察審査会法施行50周年

検察審査会法が施行されて本年7月12日で50周年になります。交通事故や詐欺など、犯罪の被害にあつて警察や検察庁に訴えたけれども、検察官が被疑者(犯人と思われる人)を起訴してくれない。このような場合に、その不起訴処分がよしあしを、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査するのが検察審査会です。くわしくは、大洲検察審査会事務局(☎089312412038)へお問い合わせください。ビデオ映画の貸出しも行っています。

アンケート プロフィール

(37)



夢は億万長者かな？

根 来 伸 次さん
(23歳)

- 住 所 九町
- 身 長 170cm
- 体 重 60kg
- 血液型 AB型

職業(勤務先)

特別養護老人ホーム 「つわぶき荘」。

あなたの性格は？

マイペース、Butお酒が入ると…。

趣味、特技は？

映画鑑賞、音楽鑑賞、野球。

今一番熱中していることは？

仕事かな…。

好きな異性のタイプは？(例えば誰?)

ただ今、彼女募集中♡。

将来の夢は？

億万長者。

伊方町をどう思いますか？

緑の多い良い町だと思います。

町づくりに対する希望、意見等をどうぞ

高齢者の住みやすい町、活気のある町になればいいと思います。

きなはいや 伊方まつり'98

今年は7月25日(土)、26日(日)に開催

[場 所]

伊方中学校グラウンド(主会場)、町民会館他

[イベント]

- 前夜祭〔北陣親方(元関脇麒麟児)との集い他〕
- 杜氏の里の酒まつりと食の祭典
- きなはいや伊方おどり
- 和太鼓の競演
- きなはいや市場
- 花火大会
- 活魚のつかみどり
- 聴きなはいやカーニバル(8/1ラジオ放送)
- 県警音楽隊演奏
- 子ども相撲大会伊方場所(若手力士とのぶつかり稽古、北陣親方の指導、チャンコ料理のふるまいなど)
- ふれあい広場など

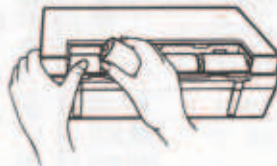
※くわしいことについては、後日新聞広告などでお知らせします。

[問い合わせ先]

商工観光課(地域振興センター内)

TEL 38-2288

台風シーズンに備えて… ～防災行政無線戸別受信機 電池交換のお願い～



■電池の交換は

- 1年に1度は、新しい乾電池に取り替えてください。(乾電池単2形×4個)
- 使いきった乾電池は、すぐに取り出してください。そのままにしておくと液漏れを起こし、故障の原因となります。
- 乾電池ランプが点滅したときや、5時間以上停電したときも、新しい乾電池と交換してください。
- ⊕と⊖を正しく入れてください。
- 長期間、留守にするときは、乾電池を抜いて、電源を切っておいてください。

※わからないことがあれば役場総務課へ問い合わせください。

7月1日から利用できます

海水プール

シースライドハウス

室鼻公園海水プール

〔利用料金〕

● 園児以下………無 料

● 小・中・高校生………100円

● 大人………200円

TEL 38-2288

〔利用期間〕

7月1日から8月31日まで

〔利用時間〕

午前9時30分から 午後6時まで

午後9時から 午後6時まで

夜間 午後6時から 午後10時まで

〔問い合わせ先〕

役場商工観光課
(地域振興センター内)

※夜間利用は一人につき、町内者100円、町外者200円を追加

伊方小に感謝状

6月10日、松山市で交通安全県民大会が開催され、その席上、伊方小学校に四国管区警察局長並びに四国交通安全協会長から感謝状が贈呈されました。

これは、同校が交通安全思想の高揚と交通事故の防止に努め、交通秩序の確立に尽くされた功績に対してのもので、これからも交通ルールを守り、交通安全に気をつけてください。

まほう銀行

伊方歌謡連合会中川クラブ(中川哲巳会長)から、6月7日(日)に開催された「第12回合同歌謡祭福祉チャリティ「シヨ」」の募金7万4604円、

町内の交通事故

(6月1日現在)
発生件数.....4件
(5月.....0件)
負傷者数.....3人
(5月.....0人)

自転車及びバイクを盗まれる事件が、今年になって相次いで発生しています。そのうち、約9割が錠をかけていない状態で被害に遭っています。「少しの間だから」と油断していませんか。「しまった!」と後悔する前に、乗物から離れる時は、必ず力ギをかけるようにしましょう。

伊方・町見駐在所

ご寄付いただきました。町では早速、まほう銀行に預託、有意義に活用させていただくことにしました。
紙上から厚くお礼申し上げます。

指定ゴミ袋

① サイズを作成

町では、ごみ減量化対策の一環として、指定ごみ袋制度を導入しています。このたび、小サイズのものを作成しましたので、必要な方は次により購入してください。

○町指定ごみ袋(小袋)

●サイズ 35cm×50cm

●価格 1袋:10円

●販売場所

役場生活環境課及び

町見支所、二見出張所

平成10年6月1日現在

世帯数 2,536世帯 (+11世帯)

人の動き

人口 7,139人 男 3,464人 (-1人)
(-8人) 女 3,675人 (-7人)

えんむすび

(5月受付分)

氏名 本籍地

おくやみ

(5月受付分)

死亡者 年齢 住所

※広報に載せて欲しくない人は、事前にお知らせください。

子ども・女性の人権問題に関する12時間電話相談

〔相談内容〕 いじめ・体罰等子どもの人権問題並びに女性差別・家庭問題等の女性の人権問題に関するあらゆる相談(無料・秘密厳守)

〔日 時〕 7月28日(火) 午前9時～午後9時

〔電話番号〕 フリーダイヤル 0120-025-550

〔相談担当者〕 人権擁護委員 弁護士 法務局職員

〔主 催〕 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会

サマージャンボ宝くじはファンのニーズに応じて盛りだくさんの賞金を用意

〔発売場所〕 全国の宝くじ売場
〔発売期間〕 平成10年7月21日(火)～8月7日(金)
〔抽せん日〕 平成10年8月18日(火)
〔当せん金 (40ユニットの場合)〕

等 級	当せん金	本 数
1等	6,000万円	120本
1等の前後賞	4,500万円	240本
1等の組違い賞	10万円	11,880本
2等	1,000万円	120本
3等	100万円	2,000本
4等	5万円	80,000本
5等	1万円	400,000本
6等	3,000円	4,000,000本
7等	300円	40,000,000本
ラッキージャー賞 (特別賞)	50万円	4,000本

この宝くじの収益金は市町村の明るく住み良い街づくりに使われます。

発行/伊方町 (〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1992)

編集/総務課行政係 ☎(0894)38-0211 印刷/株豊予社 八幡浜市松柏 ☎22-0144

ホームページアドレス

<http://www.shikoku.ne.jp/ikata/>

E-mailアドレス

kikaku@ikata.shikoku.ne.jp

わたしたちの街に 新しい発見

ふ♥れ♥あ♥い

いかた

●教育だより

(発行)伊方町教育委員会 (編集)生涯学習課 (印刷)(株)豊豫社



スポレク祭'98



今月の主な紙面

- '98スポレク祭
- 郡中学校総合体育大会
- スポセンだより
- 同和教育シリーズ
- 俳句・川柳
- 口碑と立ちばなし
- 図書室だより

毎月第2日曜日は「家庭の日」です。

7月のテーマ「楽しい夏をむかえよう」
(実践方法)

- 夏休みの生活設計について話し合おう
- 地域の行事や少年団体の活動に、親子そろって参加しよう。

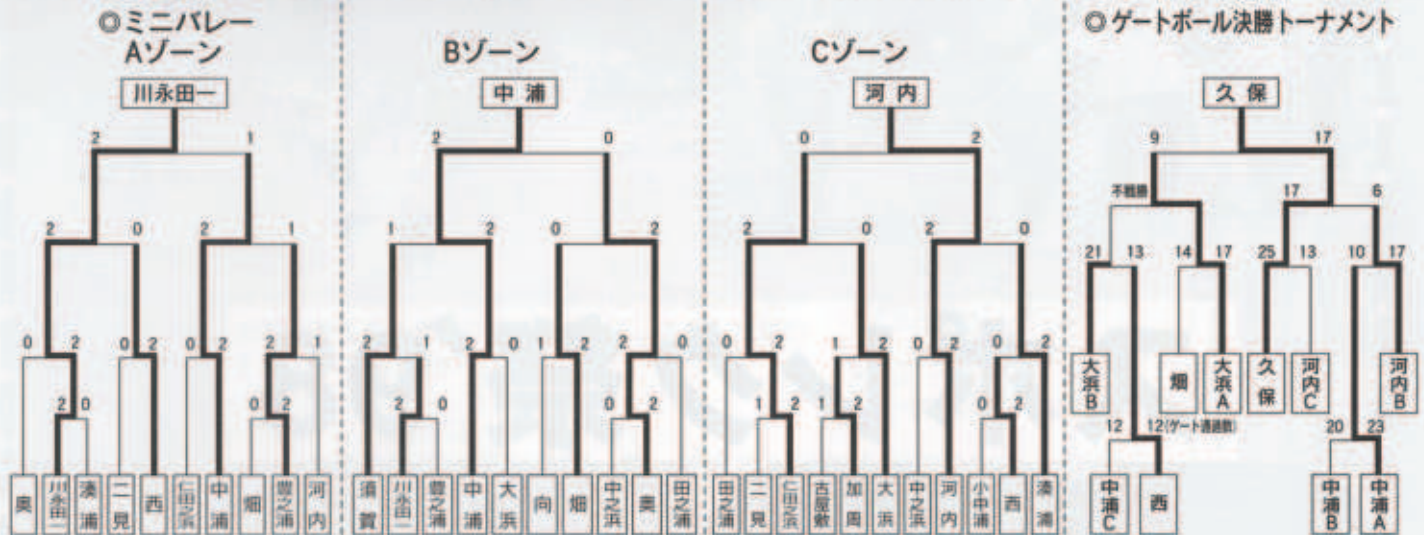


スポレク祭 '98

6月14日(日)、'98スポレク祭が開催されました。当日は、あいにくの雨となり予定していたキックベースボール、ベタンクは会場をスポーツセンターへ移し、混成チームによるレクバレーを実施しました。ゲートボールは予定時間を繰り下げ午後12時からの開催となりました。

突然の変更ではありましたが、地区の体育主任、婦人会役員さんの協力によりスムーズな運営ができ、関係者も一安心。チーム編成は、婦人会員だけのところもあれば子ども、婦人、一般男子の混成チームもありバラエティに富んでいましたが、和気あいの楽しい一日を過ごすことが出来ました。

結果は以下のとおりです。



郡中学総体育大会結果

6月7日(日)、保内中を主会場に、平成10年度西字和郡中学校総合体育大会が、好天に恵まれ盛大に開催されました。

大会結果以下のとおり、

◎バスケットボール男子

一位 伊方 二位 三瓶 三位 保内

伊方 54 (21 33) 19 保内

◎バスケットボール女子

一位 三瓶 二位 保内 三位 伊方

三瓶 58 (26 32) 42 保内

◎バレーボール女子

保内 44 (27 17) 29 伊方

◎卓球男子(団体戦)

一位 城岡小百合 二位 村上 彩 (伊方) 三位 平家伊代(伊方)

◎卓球女子(ダブルス)

一位 伊方

◎卓球女子(個人戦)

一位 阿部 恵梨(伊方) 二位 森田葵央奈(保内) 三位 小池 香織(伊方)

◎剣道女子(団体戦)

一位 伊方 二位 保内 伊方 4 | 0 三瓶 伊方 2 | 1 保内 保内 3 | 1 三瓶



すぽせんだより



7月7日(火)

プールそうじ

暑い夏、みなさんに気持ちよく
プールを利用していただくために
7月7日プール掃除を行います。
大変ご迷惑をおかけしますが、
プールはお休みとさせていただきます。



※なお、アリーナ・卓球場・トレーニングルームは、
平常通り開館いたします。

～開館時間拡大のお知らせ～
プール・卓球場・トレーニングルームは
AM9:00から開放します。
ふるってご利用ください。

町見地区レクバレーリーグ開幕

熱戦を展開中



平成10年6月5日(金)、町見婦人会主催の第4回町見レクバレーリーグが町見体育館に於いて開幕致しました。5チームの参加ではありますが、応援団を含め熱気に満ちた試合が展開されています。こうした雰囲気を大切にしながら今後の婦人会活動につなげてもらいたいものです。熱戦は週一回、7月3日(金)まで繰り広げられます。さて今年、どのチームに栄冠が輝くのでしょうか？

交流学習会開校

平成10年度の向地区子供会学習会並びに中学生交流学習会が6月11日(木)、向集会所に於いて開講式を迎えました。
子供会学習会が8名、中学生交流学習会が17名の参加者のもと、月二回のペースで行われます。内容は、教科の補充学習を中心に、教養・体験学習や町外研修等、幅広く計画されています。指導者には、学校の先生方を始め、地域の方々、社関係者があたります。仲間づくりを主眼に置いて、思いやりの気持ちや豊かな心を育てることを目標に来年の二月まで行われます。

小学校バスケットボール大会結果

6月4日(木)、スポーツセンター

1において、第十八回伊方町小学校バスケットボール大会が開催されました。

会場には多くの応援団が詰め掛け大会を盛り上げました。結果は次のとおりです。

◎予選リーグ

Aブロック

有寿来 13 (58-106) 16 水ヶ浦
水ヶ浦 22 (148-167) 23 九町
九町 15 (105-121) 24 有寿来

Bブロック

二見 8 (35-102) 34 伊方
伊方 33 (211-105) 5 豊之浦
豊之浦 22 (121-102) 12 二見

◎三位決定戦

豊之浦 10 (46-81) 24 水ヶ浦

◎決勝戦

有寿来 19 (61-84) 12 伊方



非行のサインを見逃さないで

子どもたちの非行等問題行動の防止は、家庭や学校だけでなく、地域や社会全体が取り組まなければならない問題です。行政では、各関連機関が相互に連携して、家庭や学校、地域社会での非行防止活動を支援しています。

青少年の非行問題に 取り組む全国強調月間

七月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」。夏休みに入るこの時期は、解放感から、子どもたちが非行に走りやすくなる傾向があります。特に最近、ふだんおとなしい子どもがいきなり非行に走るケースも少なくありません。非行のサインを見逃さないよう、家庭で気をつけることが大事です。



同和教育シリーズ⑩¹⁰⁴

生まれもった 純粋な心を大切に



赤ちゃんの瞳は澄んで、綺麗で一点の曇りもありません。

「笑った!!」・「語った!!」と言って、人は誰でも赤ちゃんをあやして心軽やかになったことがあると思います。

世の中の全ての人は、純粋な心で生まれてきたことに間違いはありません。では、なぜ?、いつ?、差別心が人に住み着くのでしょうか?

人間として生まれてから成長し、生活していく中で毛細現象のように自覚症状の無いままに形成されていくのでしょうか?

作家の落合恵子さんの講演会の中で、差別をしたことがあると思う人は手を挙げて、では、「されたことがある人、手を挙げて…」多くの人が両方に手を挙げていたようであったらしい。

このように、加害者でもあり被害者でもあることは、多くの人が経験されているのではないのでしょうか。

ここで一つの例で考えてみましょう。

人は、不満やストレスがたまり、心がイライラしていると、何かで、その気分を発散させたいものです。ストレス解消の方法は人それぞれにあると思いますが、例え

ば些細なことやほんのチョットしたことでカッとなって、怒鳴ったり、相手の心を傷つけるような言葉を発して、相手に嫌な気分や、果ては惨めな思いにさせる…。自分はそれでストレスを解消している、と言うようなこと。皆さんはこのことに対してどう思われますか?

ある講演会で、「相手に対して自分の気持ちを全部ブツつけて、自分はスッキリした」と思っても、相手の人はそれに反比例して、若しくはそれ以上に傷ついている」と言うことを聞いたことがあります。相手の気持ちを思いやることの大切さをもう一度考えさせられました。

差別行為は、差別意識の存在が前提としてあります。しかし、自分の差別意識に気づいていない人は、差別的な発言をしながら、「私は差別したつもりはない。」・「私はそのようなつもりで言ったのではない。」と平然とされている。差別意識の存在なしに、つい、うっかりとでてくるものではないのでしょうか。

今年は、世界人権宣言・人権擁護委員制度50周年の年です。また、町におきましても、人権教育のための国連10年の国内行動計画に沿った事業の展開を推進しています。この機会にあらためて、自分自身の意識や行動を客観的な目で見つめなおしてみましょう。

俳句クラブ

大株となりし紫陽花崖叢ふ	篠川 勝子
朝夕に摘みみし芹の茎立てり	桜谷たまき
海峡の渦の激しき青岬	阿部はなえ
群れなして湖上に泳ぐ鯉鯉	中野美代子
品評会春の風吹く優勝旗	上田 益男
楊梅 <small>ヨウバイ</small> の下を小鳩の歩きをり	明神 儀弘
種譜の伏せしばかりを猪鬃 <small>イノシシ</small> る	池田 君子
白帽子汗しみし輪の幾重にも	門田 千枝
葛蒲園中の一本傾きぬ	木戸 悦子
遠足の老人つどふ天鼓羅屋	井上まさこ
熱れ梅の匂ひし雨の厨かな	松坂 正子
奥の院苔むす墓石露光る	二宮寿賀子
ベタンクの球ころころと批把熱るる	井上 良江
万緑の中に落ちゆく雨飛沫	上田サチエ
島嶼 <small>とうしよ</small> は波がしら上げ迎え梅雨	林 忠也
迷ひ来し子燕かく追ひ払ひ	渡辺日出子
てふてふの憩へる庭の俄雨	井上 泰行
信号持ちの刻の長しや街薄暑	山崎 美喜
再びや高野の余花に会いたく	藤井みらよ
雨雲の一日去らずアマリリス	土居 信子
故郷を去りゆく老いや朴の花	林 まさ
句の講義藍色に指染まりをり	稲月しげ子
紫陽花に噴塵飛ばす機械鋸	菊池ましえ
高野山こもれ陽光るこけの道	木戸フミ子
溝渡ふ父祖の鎌の柄黒光る	梶谷 芳久

〇碑と立ちばなし ⑥7

上田兼敏氏 功勞碑

上田兼敏氏の功勞碑は、二見バス停のすぐ傍にあり、神山博文翁頌徳碑と並列して、功勞碑は建立されている。

碑石は、南予特有の大きな青石で、功勞碑の中央には、功勞者 上田兼敏。右側には、二見道路舗装。左側には、昭和三十八年十月、二見部落と揮毫されている。

功勞碑の裏側には、工事費寄附者 上田兼敏。

金貳拾壹万円也、部落出発九九〇人役。なお、道路委員及び協力者のご芳名が羅列して筆致されている。

上田兼敏氏の為人については、地域の方々によく熟知されており、上田氏は、町見村大字二見甲三六二番地で、父、上田金之助、母、トラヨの四男として、明治四十四年十一月に出生された。

往年は、兵庫県尼崎市において建築業を営まれ、地元からも多数の子弟を受け入れて、その育成にも傾注された。



かつての二見道路は、急な上り坂のうえ、石を敷きつめた道で、初めて二見に来た人や、都会から古里に帰ってきた人たちが見て、一様に、谷ごを歩くようだという。

当時、ふだんは足な草履ばかりで、坂道を下るときなどは、下駄を手を持って蹴で歩いたりもしたという。

また、地元で婚礼のおりなどに、花嫁さんや客人が履き物をぬいで、足袋のまま歩いたというエピソードもある。

そこで、地元の人たちは一致協力して道路の改修工事をはじめ、二見や九町の海岸から、ダス缶にバラスや砂を運んで、現在のように耕運機や単車の通れるような道にセメント舗装されたのである。

これ偏に、上田兼敏氏をはじめ町当局のご協力に感謝しなければならぬ。

図書室だより

雨に濡れた紫陽花が美しい此頃です。「晴耕雨読」、雨の日は図書室でお過ごし下さい。最近、初めて利用される方があり、喜びを感じて一時です。

今月は、児童図書を購入しました。29シリーズ、158冊です。その一部を紹介いたします。

14ひきのかぼちゃ

いわむら かずお

おぼけえほん (全10冊)

せな けいこ

川柳クラブ

看護婦の嘘をカルテは知っている
老骨をいたわり牛乳飲む日課
貯めた金持って波れぬ三途の川
気付かない振りして許す父心
横取りし雀育てる燕の巢
円高も円安知らない昔よし
毒草も時には薬の草となる
大粒の涙流して鬚を切る
あせらずに努力重ねて果報待つ
楽しんで釣るも魚は命がけ
生き方を貫く口紅替えてみる
仏壇の鉦らんちんと皆起こす
手を掛けた程の応えを花はする
懇談会本音は帰り道で言う
煎茶より千人針ありがたい

- 田辺 連水
- 上野 進
- 菊池 芳勝
- 木下 一昭
- 菊池真志江
- 池田 君子
- 篠川佳津子
- 稲月シゲ子
- 桜谷 環
- 井上まさを
- 木戸恵津子
- 中野みよ子
- 松坂 正子
- 門田 千枝
- 梶谷 芳泉

リトルツインス (全13冊)

つちだ いさむ

おかあさんとみる性の本

山本 直英 監修

リトルベア・シリーズ

R・リードバンクス

テ・ラ・メア物語集

親にはいえないわたしのな

やみ (全7冊)

等です。また、児童向き図書

の中にも、大人が充分楽しめる

役立つ本があります。

ウォーリーの絵本 (全6冊)

M・ハンドフォード

東君平 ひとくち童話

日本自然探険の旅

小さい詩集 (全6冊)

松岡 達英

みんなで生きる21世紀

工藤 直子 他

鉄人衣笠

P・サンダース 他

ご利用をお待ちしています。

来月は、一般向き図書

を購入する予定です。



'98. 7月

くらしのカレンダー

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

●…教育 ■…保健 ☆…衛生 ○…その他

月日曜	行 事	月日曜	行 事
7/1(水)	○心配ごと相談、行政相談 (町民会館13:00~17:00)	17(金)	■リハビリ教室 (保健センター13:00~15:00) ☆不用大回収日 (役場・町見支所で受付) ○給食サービス (町見公民館13:00~)
2(木)	●趣味講座 (中央公民館13:00~16:00) ■健康相談 (奥集会所 9:00~9:30) ■健康相談 (町見公民館10:30~11:00) ■健康相談 (西久保集会所13:00~14:30)	18(土)	
3(金)	■リハビリ教室 (保健センター13:00~15:00)	19(日)	○町消防団消防操法大会 (町民グラウンド)
4(土)		20(月)	🌊海の日 ☆空缶収集日 (川永田、豊之浦を除く伊方地区)
5(日)		21(火)	☆空缶収集日 (川永田、豊之浦、町見地区) ○人権相談 (町見公民館13:00~16:00)
6(月)		22(水)	☆発泡スチロール収集日 (町内全域)
7(火)	■オレンジ会 (オレンジ作業所10:00~15:00)	23(木)	●趣味講座 (中央公民館13:00~16:00) ■生き生きクラブ(ワークいかた13:30~15:30) ☆空ビン収集日 (川永田、豊之浦を除く伊方地区)
8(水)	■健康相談 (田之浦集会所 9:00~9:30) ■健康相談 (二見公民館10:30~11:00) ■健康相談 (吉原集会所13:00~13:30) ■健康相談 (二見集会所14:30~15:00)	24(金)	☆空ビン収集日 (川永田、豊之浦、町見地区) ○給食サービス (町民会館13:00~)
9(木)	●町青少年補導会 (中央公民館15:30~) ●趣味講座 (中央公民館13:00~16:00) ■栄養学級 (二見公民館 9:30~13:00)	25(土)	○きなはいや伊方まつり前夜祭 (町民会館他)
10(金)		26(日)	○きなはいや伊方まつり (伊方中グラウンド他)
11(土)		27(月)	■婦人がん検診・骨粗鬆症検査 (大浜集会所13:00~14:30)
12(日)	○参議院議員通常選挙 (7:00~20:00)	28(火)	■婦人がん検診・骨粗鬆症検査 (保健センター13:00~14:30)
13(月)		29(水)	■なかよし広場 (保健センター 9:30~11:00) ■育児相談 (保健センター13:00~14:00)
14(火)	■基本健診 (鳥津集会所 9:30~11:00)	30(木)	●趣味講座 (中央公民館13:00~16:00) ■婦人がん検診・骨粗鬆症検査 (保健センター13:00~14:30) ■栄養学級 (二見公民館 9:30~13:00)
15(水)	○心配ごと相談 (町見公民館13:00~17:00)	31(金)	■婦人がん検診・骨粗鬆症検査 (豊之浦集会所13:00~14:30)
16(木)	●趣味講座 (中央公民館13:00~16:00)	8/1(土)	

海の日 7月20日

海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日

●制定の由来

四面を海に囲まれた国である日本は、古来より文化、生活、産業などの各分野にわたり海と深くかかわってきました。さらに近年、海洋開発やウォーターフロントの整備が進むなか、地球環境の保全という観点からも、海の役割が重要視されています。

従来から政府はこの日を「海の記念日」としてきましたが、国民の声に応える形で、平成8年から国民の祝日「海の日」として制定しました。